

## 令和4年第1回菊池市教育委員会会議録

日時 令和4年1月21日（金）午後1時30分  
場所 キクロス大研修室  
出席者

教育長	音光寺 以 章
教育長職務代理者	森 智保美
教育委員	生 田 博 隆
教育委員	渡 邊 和 雄
教育委員	増 永 幸一郎
教育委員	城 聡 子
教育部長	木 下 徳 幸
教育審議員	久 保 敦 嗣
学校教育課長	村 田 義 喜
生涯学習課課長	古 庄 和 彦
社会体育課長	倉 原 桂 一
学校給食管理室長	富 田 信 幸
菊池市公民館副館長	吉 川 良 二
菊池市中央図書館長	安 永 秀 樹
学校教育課指導主事	長 尾 浩 史
学校教育課指導主事	木 村 誠 希
学校教育課総務係長	磯 田 貴 博

17 / 17人

### 日 程

1. 開 会
2. 議事録承認
3. 教育長の報告
4. 議案案件
  - 議案第1号 菊池市奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第2号 令和3年度菊池市小中学校修学旅行の中止等に係るキャンセル料等補助金交付要綱の制定について
  - 議案第3号 令和4年度以降の成人式名称について
  - 議案第4号 菊池市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第5号 教育長の営利企業等の従事について
5. 報告案件
  - 報告第1号 菊池市教育振興小川奨学金奨学生について
  - 報告第2号 菊池市内小中学校の不登校、いじめの状況（2021年12月末現在）
6. その他
7. 教育委員会各課からの事務連絡等
  - ①行事予定について

②次回の教育委員会議

令和4年2月21日（月）13：30～ 七城公民館視聴覚室  
※会議後に「万句のふるさと菊池」表彰式（15:30～16:30）

## 開会

音光寺教育長 こんにちは。ただいまから、令和4年第1回菊池市教育委員会議を開会いたします。御着席ください。

では、会議次第に従い、会議録の承認についてを議題とします。

教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、令和3年第12回菊池市教育委員会の会議録に記載した事項について異議はございませんか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 では、異議がありませんので、令和3年第12回菊池教育委員会の会議録については、承認することに決定いたします。

続きまして、教育長の報告を議題とします。私より報告させていただきます。資料を御覧ください。

まず、1番目に動静についてです。

12月23日、文部科学省オンライン研修会を受けました。また、プラチナ未来人材発表会が行われております。

24日金曜日、後期前半終了でした。生涯学習推進委員会を開いております。

12月25日土曜日、教育懇談会を行いました。

12月27日月曜日、菊池市教育振興小川奨学金奨学生2次審査会を実施いたしました。

12月28日火曜日、仕事納め式、学校の閉庁日でした。夕方から市消防団年末警戒が行われまして、巡視を行っております。

1月4日火曜日、仕事始め式、庁議が行われました。この日も学校閉庁日です。

1月7日金曜日、後期後半開始となっております。

1月9日日曜日、菊池の成人式を2年ぶりに開催することができました。

1月12日水曜日、市内小中学校長会議を行いました。その折に、西留先生をお呼びしまして、七城小学校で菊池市の授業力向上研修会を行っております。また、菊池警察署連絡会議も行われております。

1月13日、管内教育長会議が行われました。生涯学習推進本部会議を行っております。

1月14日、奈良教育大学から中澤准教授と大西准教授の2名が来所されまして、来年度、本市のSDGs未来都市宣言に係る学校教育への支援をしていただくことをお話ししていただきました。

1月15日土曜日、地域と学校の連携協働フォーラム、これにつきましては、新型コロナの感染が拡大しましたので中止としております。

1月16日の菊池市消防団出初式も中止となりました。

1月18日火曜日、行政改革推進本部会議が行われております。

1月19日には、教育長・校長異動ヒアリングと庁議が行われております。

本日1月21日が臨時議会、それと菊池市教育委員会議でございます。

続きまして、2番目に市内校長会議での連絡事項です。

「はじめに」ということで、本年度、令和4年は改革の年として進めていきたいと話しております。授業改革、働き方改革を一層進めて、教職員の意識改革を図ること。先ほど申しましたように西留安雄先生においでいただきまして、まず、校長会議で学校改革の講話をしていただきました。その後、1月12日、七城小学校で研究授業を行い、その後、講話をしていただいています。1月13日の午前中に泗水小学校で指導をしていただいております。

次に、SDGs未来都市への取組ということで、教職員研修につきましては、学習指導におけるESDの位置づけと各学校の取組内容及びSDGsとの関連等について、ワークショップ形式で考えるということを各学校にお願いいたしました。

先ほど申しました奈良教育大次世代教員養成センターESD教材開発領域の中澤静男准教授においでいただきまして、今後の取組について御助言をいただいております。

表彰関係では、税の作文で、全国法人会総連会長賞という全国表彰を旭志中学校の坂本さんが受けております。また、県の「ごはん・お米とわたし」作文で、戸崎小学校の二人の藤本さんが、県の教育委員会賞と熊本県民テレビ賞を受賞しております。菊池北中学校のテニス部が県の中学生新人テニス大会男子団体で3位となりまして、3月末に沖縄で行われる九州大会に出場予定です。ここには書いておりませんが、旭志中学校の中村校長先生の実践が非常に素晴らしいということで、日本教育新聞で紹介をされております。うれしい表彰が幾つもあります。

次に、連絡事項につきましては、まず1番目は人事異動については細心の注意を払うこと、教職員の家庭状況や体調の変化をしっかりと把握しておくこと、報連相の徹底と行政ルートの徹底をお願いしています。

2番目に、安心安全の学校づくりのためにということで、コロナ、インフルエンザ対策をしっかりとやるようにということで、特に急激な感染拡大が見られて、県の基準の見直し等もあっておりますので、各学校でしっかり確認するようにしております。

高校入試につきましては、高等学校入学者選抜実施要項を確認し事前説明を徹底することと、濃厚接触者に対する対応等について確認をしております。

教職員のワクチン3回目接種につきましては、市内在住者には通知が来て、市外在住者は各自治体から通知が来ることになっているそうです。7月、8月に、教職員の集団接種を行いましたけれども、それは行わないそうです。

3番目に、学力向上につきましては、1月31日に県学力学習状況調査の結果がきますのでそれをしっかりと活用すること。それと電子黒板、タブレットの効果的な活用事例を校内で共有することにしております。電子黒板におきましては、全ての学校の全ての学級、特別教室に新たに入っております、非常に使い勝手がよいというふうに学校のほうから聞いております。

4番目のいじめ、不登校対策につきましては、著しい増加傾向が見られるので、次年度へ向けた取組を今のうちから計画しておくように伝えております。

5番目の人権教育・啓発の充実については、今コロナ感染者が増えておりますので、偏見や差別がないように指導しております。

6番目の教職員の不祥事防止につきましては、交通事故防止、セクハラ、体罰、飲酒等、特に入試事務のミスがないようにすること。それと校長へ不祥事防止のヒアリングを実施するというふうに伝えております。しかしながら、感染が拡大しておりますので、このヒアリングは中止しております。

7番目、働き方改革の推進ということで、超過勤務者数の把握と対策ということで個人の対応をしっかりとやること。部活動指導員につきましては、予定していましたが、予算の関係上で次年度は見送ることにしました。

8番目、その他ですけれども、プラスナ未来「森の学校・きくち」が開催されました。教育支援員の配置については、本年度の人数を確保するように努力すると伝えております。

A L Tにつきましては、今度は業務委託に変わりますので、さらに学校で活用しやすくなること。例えば英語暗唱大会の指導等とか、学校行事等での活用もできることになっておりますので、次年度さらに活動するようにとお伝えしております。

3番目の今後の予定につきましては、1月22日土曜日のイングリッシュ・デイ・キャンプは中止しております。

1月24日は公立高校の前期選抜がございます。

1月25日の阿蘇市教育委員会研修会で、私がE S Dの取組について講話をする予定ですが、今の状況ですのでZ o o mでやることになっております。

1月27日の泗水中学校の地域未来塾閉校式と旭志中学校の人権教育授業研究会は二つとも中止となっております。

1月28日の泗水西小学校の笑育の発表会は、来賓を呼ばないで学校の子供たちだけでやることになっております。

2月1日は庁議、社会教育部会講演会を予定しておりましたが、これも中止となりました。

2月3日は第4回教育支援委員会を予定しています。

2月7日、8日に笑育発表会を予定していますが、これは今後また検討をする予定です。

七城中学校の地域未来塾閉校式も中止となりました。

9日は市長の記者会見。熊本県市町村教育委員会大会は中止となりました。

2月10日、管内教育長・校長合同会議を行います。

2月14日が教育長・校長異動ヒアリング。

2月15日が庁議。

2月16日が菊池北中地域未来塾閉校式。

2月17日、行政改革推進部。

2月18日に市議会が開会いたします。菊池市スクールサポートチームの全体会議を予定しています。

2月19日がキクロス祭。

2月21日が市内校長会議、菊池市教育委員会議、万句のふるさと菊池表彰式という予定になっております。

以上です。

ただいまの報告について何か質問等はございませんでしょうか。

委員一同 なし

音光寺教育長 では、次に議案に移りたいと思います。

続きまして、議案第1号、菊池市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、事務局から説明をお願いいたします。

村田課長。

村田学校教育課長 改めまして、こんにちは。学校教育課でございます。

議案第1号、菊池市奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の議案の提案理由は、これまでの奨学金の貸付に加え、新たに入学準備金の貸付けを導入するに当たり、条例の一部を改正する必要があるものでございます。

4ページからの新旧対照表により説明をさせていただきます。

現行条例では奨学金という言葉を使用しておりますが、今回の入学準備金を追加することにより、「奨学金」を「奨学資金」と改正するところが出てきます。その点につきましては、文言の訂正という形で説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

それでは、4ページをお願いします。

まず、第1条でございますが、これにつきましては、先ほど申し上げました文言の訂正でございます。

次に、第2条第1項第2号、「在学する者」の後に、入学準備金を貸し付ける者として、「又は進学しようとする者」を付け加えます。入学準備金を追加するため、第3条第1項を「奨学資金の種類は、奨学金及び入学準備金とし、これらは併せて貸付けすることができる。」に改正いたします。第2項では、奨学金の説明と金額を、5ページの第3項では、入学準備金の説明と額を追加しております。これによりまして、現行条例の第2項を第4項へ改正しております。

次に、第4条第2項に、「入学準備金は、入学前又は入学時に貸し付けるものとする。」を追加しております。

第5条につきましては、申請の期限と随時申請可という部分を削除しているところでございます。

第6条は文言の修正でございます。

6ページをお願いします。

第9条において、「市長」を「教育委員会」に、「奨学金」を「奨学資金」に、「打ち切る」を「廃止する」に改正しております。

第11条第1項第1号の、「上級学校に進学したとき」を「他の学校に進学又は在学したとき」に改正しております。

第11条以下については、文言の修正でございます。

最後になりますが、今回追加します入学準備金の貸付額でございますが、7ページの別表第2の表のとおり、高校入学を10万円以内、大学入学を45万円以内としております。なお、この金額につきましては、給付型の小川奨学金と同じ額でございます。

条例の改正については以上でございますが、この改正条例につきましては、令和4年7月1日をもって施行することにしております。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

音光寺教育長 では、ただいまの説明について御質問等はありませんでしょうか。

委員一同 なし

音光寺教育長 ないようですので採決をいたします。

議案第1号は原案のとおり可決することに異議はございませんか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり可決することにします。

では続きまして、議案第2号、令和3年度菊池市小中学校修学旅行の中止等に係るキャンセル料等補助金交付要綱の制定についてを議題とし事務局から説明をお願いします。

村田課長。

村田学校教育課長 続きまして説明させていただきます。議案書8ページでございます。

議案第2号、令和3年度菊池市小中学校修学旅行の中止等に係るキャンセル料等補助金交付要綱の制定について御説明申し上げます。

この議案の提案理由は、新型コロナウイルス感染症の影響により、菊池市立小学校及び中学校が実施を予定していた修学旅行を中止または変更したことにより生じたキャンセル料等について補助金を交付するため、要綱を制定する必要があるものでございます。

議案書の9ページをお願いします。

この補助金の目的は、菊池市立の各学校が実施を予定していた修学旅行が、新型コロナウイルス感染症の影響により中止または変更したことにより生じたキャンセル料等の新たな追加費用に対して、保護者の経済的負担を軽減することを目的としております。

この補助金の補助対象者は、修学旅行を実施する小中学校としております。この補助金の対象経費としましては、旅行の中止に伴うキャンセル料、旅行の延期

または行き先変更等に伴う追加費用、その他市長が必要と認めた経費としております。

その他、要綱の中には、補助金の額、補助金の申請及び決定から交付までの必要な手続、補助金の返還についてうたっております。

議案書の11ページからは、この補助金に係る申請用紙等を掲載しております。

現時点におきまして、この補助の対象となりますのは、隈府小学校、菊池南中学校、それと昨年度実施ができておりません泗水中学校の3年生の修学旅行の代替分が該当するところがございます。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

音光寺教育長 では、質問、御意見等はありませんでしょうか。  
森職務代理どうぞ。

森教育長職務代理者 大体、幾らぐらいかかるんですか、このキャンセル料というのは。かなりかかるんですか。

音光寺教育長 はい、村田課長。

村田学校教育課長 キャンセル料の額については、それぞれの旅行代理店等の兼ね合いがありますので一概に幾らというのは言えません。金額の何%とかいう形になりますので、一律には分からないところがございます。

音光寺教育長 よろしいですか。  
どうぞ、城委員。

城委員 城です。私がちょうど隈府小と菊池南中の6年生と2年生に子がおりまして、ちょうど行けない状態です。ちなみに隈府小は2月7日に行く予定だったのが、最終判断が2月28日になりまして、そのキャンセル料が7,000円弱ぐらいなんです。あと、菊池南中は、2月14日が予定されていたのが、学年の委員さんたちを集めて会議がありまして、3月に1泊という形で延期になったんですけど、その判断も早くしないとキャンセル料がかかるんですよ。

そういうのがありまして、この議案を本当にありがたいと思っているんですけども、3月の修学旅行がもし駄目だったら、今度は3年の7月ぐらいになるかなという案も出ています。このキャンセル料の補助というのは、キャンセルが何度もあった場合にその補助額がどうなるのかなという質問なんですけれども。結局1回で終わらない場合とか、保護者さんたちにどうしても行かせたいという気持ちさがすごく会議のときありまして難しかったので、どうなるのかという質問です。

音光寺教育長 村田課長。



村田学校教育課長 今回の城委員さんの御質問は、1回キャンセル料が発生して、延期して再度キャンセルしたときも出るのかということですよ。

それにつきましては、この補助金につきましては、県の交付要綱等に準じておりまして、申請は各学校1回のみということになっております。それと、年度をまたいで7月にキャンセルしたときはどうなるかということですが、あくまでも今年度内に発生したキャンセル料についてのみの対応とし、翌年度へ繰り越した場合には、次年度もこの制度があれば、そこで検討がなされるということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

今年度の事業が今年度中にキャンセルが発生したら、その分を補助するということになっております。

音光寺教育長 私のほうからいいですか。

一応学校のほうには、キャンセル料が発生する前に判断をして延期するようにというふうに指導していますので、なるべくキャンセル料が発生しない方向で判断されると思います。

城委員、いいですか。

城委員 はい。

音光寺教育長 ほかに御意見等はありませんか。

どうぞ、増永委員。

増永委員 コロナ等によつてのキャンセル、旅行を中止しなければならないというのは、前もって判断できるものではないと思うんですよ。来週行こうとして今日感染者が出て、月曜日事前指導しようと思ったら、5人も6人も発生していたというのを当然考えなければいけない部分だと思います。契約の旅行会社に頼む段階で、どこまでがキャンセル料が要るのか、そこをやはり学校側がもう少し慎重に確認しておく必要があるのかなというふうに思います。

以前確認したときには、台風等のやむを得ない場合には、当然航空機や交通機関のキャンセル料は発生しなかったんです。ただそれに伴って宿泊先の旅館のキャンセル料は発生するんです。行くとか行かないというのはこっちの判断になりますけれども、特に現在のように、蔓延防止であるとか、その他の国の措置が絡んでくるとまた変わってくるのかなと。

その辺を十分慎重に判断していく必要があるのではないかなというふうに思います。

音光寺教育長 ありがとうございます。

ほかに御意見等はありませんか。

委員一同 なし

音光寺教育長 では、質疑がないようですので、採決いたします。

議案第2号は原案のとおり可決することに御異議はございませんか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり可決することに決定します。

続きまして、議案第3号、令和4年度以降の成人式名称についてを議題とし、事務局から説明をお願いします。

古庄課長。

古庄生涯学習課課長 生涯学習課でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案書16ページをお願いいたします。

議案第3号、令和4年度以降の成人式名称について御説明申し上げます。

提案理由としましては、民法改正によりまして令和4年4月1日から法的根拠としての成人は18歳となりますが、これまで成人式として開催してきました式典の対象年齢については、令和2年度の教育委員会議において引き続き二十歳とすることを決定しており、今回は式典主催としまして、今後の式典の名称を決定する必要があるためでございます。

それでは、17ページの資料をお願いいたします。

令和4年度以降、開催は令和5年1月からになりますけれども、成人式につきましても、これまでの経緯としまして、民法改正に伴いまして法律上の成人年齢が18歳となることから、令和元年度にアンケート調査を実施しております。

これは、令和4年度に18歳、19歳となる方を対象としたもので、約9割の方が二十歳での開催を希望と回答されましたので、社会教育委員会議において意見聴取、承認をいただき、教育委員会議にて二十歳での開催を承認いただいたところでございます。

今回は、成人式典の名称について決定をお願いするものでございまして、中段にございます名称案としましては、「令和〇年度菊池市二十歳を祝う集い」を考えております。また、サブタイトルを設けまして、こちらにつきましては、毎年実行委員会にて、その年度に応じたものをつけたいと考えております。この名称につきましては、12月に開催しました市の社会教育委員会議にて承認をいただいたところでございます。

参考としまして、下段に名称に関する全国的な傾向を載せておりますけれども、自治体名の後に二十歳の集いという、漢字・平仮名の組合せによつての名称になっております。また、ほかの名称につきましても、記載のとおりでございます。

18ページに、県下14市の状況を調査しておりますが、現段階で名称が確定している自治体は、玉名市の「二十歳を祝う会」、それから阿蘇市の「二十歳を祝う集い」と漢字の名称とされております。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

音光寺教育長 ではただいまの説明について、質疑及び御意見等はありませんでしょうか。  
名称を「令和〇年度菊池市二十歳を祝う集い」というふうに、ここだけは固定  
ですよね。あとサブタイトルは実行委員会のほうで決定するということです。

委員一同 なし

音光寺教育長 では、質疑がないようですので、採決いたします。  
議案第3号につきましては原案のとおり可決することに御異議ありませんで  
しょうか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり可決することに決定します。  
続きまして、議案第4号、菊池市立図書館条例の一部を改正する条例の制定に  
ついてを議題とし、事務局から説明をお願いします。

安永菊池市中央図書館長 議案第4号です。菊池市立図書館条例の一部を改正する条例の制定  
についてでございます。

提案理由といたしましては、菊池市七城図書館及び菊池市旭志図書館の休館日  
を追加するに当たり、条例の一部を改正する必要があるがございますので、提案をさせ  
ていただくものでございます。

21ページを御覧ください。新旧対照表で説明をさせていただきます。

第4条でございます。休館日は第4条で月曜日とこれまで設定されていまして、  
全部の菊池中央、それから泗水、七城、旭志の図書館が月曜日を休館日としてお  
りましたが、その中で2020年に旭志の図書館の改修がございまして、202  
1年5月25日に開館をしたんですが、そのときに七城の図書館と旭志の図書館  
で日曜日の休館を試行してみました。試行をして、その間にどれぐらい貸出率が  
変わるかとか、そういったものを含めて試行してまいりましたところ、ほとんど  
変わりなく利用していただいております。それから利用者からも苦情等はござい  
ませんでしたので、七城及び旭志の図書館を月曜日の休館日のほかに日曜日も休  
館とするようお願いをしたいと思っております。

それから、第10条は指定管理による管理のところの文言の修正でございます。

第3号の「第1項の規定により図書館の指定管理を行わせる場合は、」を「場  
合における」、それから、「規定中」を「規定の適用については、これらの規定中」  
というふうに修正を行うものです。

最後に「指定管理者が定めた館長」と読み替えるものとする。」の「と読み替  
えるもの」を削りまして、「指定管理者が定めた館長」とする。」というふうに

修正させていただくものでございます。

説明については、以上でございます。

音光寺教育長 では、ただいまの説明について、御質疑及び御意見等ありませんでしょうか。  
渡邊委員。

渡邊委員 すみません、渡邊です。

月曜日休みで、だから週に2日休みということですよ。それで、借りる人というか、七城と旭志だけで、ほかのところは全部日曜日はやるということですよ。合わせたほうがいいか分からないですけれども、これは、2020年に日曜日にも休館してどうかというのをやってみた、データ上はそうなのかもしれないですけれども、これは人件費とかその辺も合わせていうことですか。なぜ休館するのか。ただ変わらないから休館するというのは、ちょっとどうなのかなと思っていただけです。

音光寺教育長 安永課長。

安永菊池市中央図書館長 ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず、日曜日もそれまでは開館をしておりました。開館をしているときに大体何人ぐらい来るのかということで、土曜と日曜との比較を含めて検討させていただいておりました。その中で、日曜は、多いときは大体10名から15名ぐらい、少ないときは1人か2人というのがずっと続いておまして、どうにかならないかということで、ずっといろんなイベントとかもしながら進めたんですが、非常にこれでは厳しいと。それで、土曜のほうが結構多く利用されているということでもございまして。

それと職員二人で運営しておりますので、その中で6日開催になると1日だけ1人だけで運用していくという形になりますので、そこが少し難しいのもございまして、1回試行をしてみようということで進めさせていただいたところがございます。

それから、利用者の方にもちょっとお尋ねをして、日曜日が閉まると不都合がありますかということでお話をさせていただいたんですが、利用者の方は子供を連れて来られる方とかが多いんですが、その場合に、休みの日は中央とか泗水のほうに行って、図書の多い図書館のほうで見て借りてくるということで、返すのは七城の図書館、旭志の図書館ですけど、多いところで本を見て選んで借りられていくというような現状もございまして、それを含めて、休館日として定めてもあまり不都合はないのかなというふうに考えているところです。

以上です。

音光寺教育長 よろしいですか。

渡邊委員 はい。

音光寺教育長 ほかに御意見等ありませんでしょうか。  
どうぞ、増永委員。

増永委員 いろんな部分で慎重に考えなければいけないところもあるかなと思います。  
職員の働き方改革という観点からすると、この方向でいったほうがいいのかという気もしますけれども、図書館の大きな役割というのは本の貸出しだけではないんですね。やはり本に親しむ活動を地域で展開していくことを考えていくと、七城あるいは旭志の図書館で親子を一緒にしたいろんなイベントをやって本に親しむ機会を増やすということを考えると、日曜日に全くないというのはどうなのかなという気も少しします。  
この条例を制定することでそういうイベントが日曜日できないということになるとちょっと困るんですけども、毎回日曜日やれという意味じゃなくて、年に何回かはそういうイベントをやって、親子で集まって本に親しむ機会をつくっていかうじゃないかというようなことが何かできないかなと。これは個人的な要望ですけども、その辺も検討していただければと思います。

音光寺教育長 はい、安永課長。

安永菊池市中央図書館長 今お話しいただいた日曜日の臨時的な開館とかいうことですがけれども、イベントは日曜日にも実際に今もやっていて、子供たちと一緒に木育のイベントをやったりなどしております。毎週ではないですが、年に3回4回は実施しております。それ以外にもイベントを七城とか旭志で行っているところです。中央だけでやるのではなくて、そういうときには中央図書館の職員も協力して大きなイベントを地域で行っていかうということで進めている状況です。今回もJAXA宇宙教育センターのほうと一緒に七城のほうでイベントをやるような形で準備を進めているところです。できるだけ格差がなくなるように4館を保持しておりますので、そういうところではできるだけカバーをしたいというふうに考えています。  
以上です。

音光寺教育長 よろしいでしょうか。  
ほかに御意見等はありませんか。

委員一同 なし

音光寺教育長 では、ないようですので、採決をいたします。  
議案第4号は原案のとおり可決することに異議はございませんか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 異議なしと認め、議案第4号は議案のとおり可決することに決定します。

では続きまして、議案第5号、教育長の営利企業等の従事については、私の一身上に関する案件です。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、当事者は議事に参与することができないとされていますので、議事の進行を森職務代理者をお願いしたいと思います。

(音光寺教育長退室)

森教育長職務代理者 では、私のほうで議事を務めさせていただきたいと思います。よろしくお祈りいたします。

議案第5号、教育長の営利企業等の従事についてを議題とし、事務局の説明をお願いいたします。

村田課長。

村田学校教育課長 学校教育課でございます。説明いたします。

議案の資料により、説明をいたします。議案書、議案第7号、教育長の営利企業等への従事についてでございます。

22ページを御覧ください。

本件は、令和4年1月18日に、音光寺教育長より営利企業等への従事についての許可を得たい旨の申出がありました。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項の規定により、教育委員会の許可を受ける必要があることから、議案を提出するものでございます。

23ページをお願いします。

申出の内容につきましては、音光寺教育長の執筆に関して許可を求めるものでございます。

勤務地は、教育長の自宅、同所在地は記載のとおりでございます。

事業の内容としましては、連載「わたしの教育実践」の執筆、これは令和4年の5月号に載るところでございます。

職名につきましては、教育長でございます。

報酬は記載のとおりでございます。

期間につきましては、令和4年1月21日から令和4年3月28日まででございます。

職務内容と責任の度合い及び就任を必要とする理由につきましては、機関誌「教育展望」において、菊池市が内閣府よりSDGs未来都市に選定されたことに伴う、学校におけるESDの取組についての執筆依頼を受けたためでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお祈りいたします。

森教育長職務代理者 ありがとうございます。

ただいまの説明について、質疑及び御意見はありませんでしょうか。

委員一同 なし

森教育長職務代理者 それでは、質疑もないようですので、採決いたします。

議案第5号は原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

委員一同 異議なし

森教育長職務代理者 では、異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり許可することに決定いたします。

では、ここから議事進行を教育長にお戻しいたします。ありがとうございました。

(音光寺教育長入室)

音光寺教育長 では次に、報告案件に移ります。

報告第1号、菊池市教育振興小川奨学金奨学生についての説明を事務局よりお願いいたします。

村田課長。

村田学校教育課長 小川奨学金について説明申し上げます。

お手元にA3の資料が委員さん方に届いていると思いますが、本年度の小川奨学金の申請につきましては、10月1日から11月15日までの段階で18名から申請がございました。その18名につきまして、一次審査をしたところ、10名の方が該当ということで、二次審査のほうを行ったところでございます。

資料に記載のとおり、本年度は高校生が3名、大学進学が7名の計10名を小川奨学金の奨学生として内定したところでございます。

現在、既に合格が届いている子供さんが5名いらっしゃいまして、既に入学準備金の支給を終わっているところでございます。

報告については以上になります。

音光寺教育長 ただいまの報告について、質疑及び御意見等はありませんでしょうか。よろしいですかね。

委員一同 なし

音光寺教育長 では続きまして、報告第2号、菊池市内小中学校の不登校いじめの状況の説明

を事務局よりお願いします。

長尾指導主事。

長尾学校教育課指導主事 それでは、報告をいたしますので、お手元の報告案件資料を御覧ください。

1 ページを御覧ください。1 段目のグラフですが、不登校児童生徒の経年推移です。1 2 月末現在での不登校児童生徒数は 9 8 名となっております。2 段目のグラフは、3 0 日以上欠席している不登校の児童生徒数ですが、1 か月間で小学生が 3 1 名から 3 4 名で 3 名の増加、中学生 6 0 名が 6 4 名で 4 名の増加となっております。3 段目のグラフから、この 1 か月で 7 名増加していると言えます。

2 ページを御覧ください。1 段目のグラフは不登校傾向のグラフとなります。1 0 日以上 3 0 日未満欠席している不登校傾向の児童生徒数ですが、1 2 月末現在で小学生が 2 5 名、中学生が 3 1 名、計 5 6 名となっております。その下の 2 段目、3 段目のグラフは、不登校の 9 8 名、不登校傾向の 5 6 名をそれぞれ学年別に見たものになります。

資料の 3 ページには、不登校と不登校傾向の児童生徒を合わせた 1 5 4 名を学年別に見たものです。小学 4 年生、5 年生、6 年生が増加傾向にあり、小 6 と中 1 を比較しますと 2 倍に増加しています。中 1 ギャップが見られていると言えます。

下の段は、関係機関との連携率を載せております。連携ができていない児童生徒については、さらに連携をしていただき、次年度への取組につなげるよう市内校長会でお願いをしているところでございます。

続きまして、資料の 4 ページになります。いじめの報告ですが、1 2 月のいじめの報告は小学校が新規で 5 件、中学校はいじめなしの報告を受けております。

小学校のいじめについてですが、新規で上がった 5 件中 4 件は、菊池市内全ての学校で行っています心の問診票というアンケートで明らかになりました。心の問診票は、今年度からマークシートによる回答から 1 人 1 台タブレット端末で QR コードを読み取ってアンケートに回答する方法に変更いたしました。データを集計してすぐに学校のほうに送っておりますので、早期発見につながっていると思います。その 4 件については、解決の方向に向かっているという報告を受けております。

残りの 1 件についてですが、6 年生の同級生の態度が冷たく感じるという訴えを学級担任に相談し発見されました。加害児童が本人や保護者に謝罪をして、学校は被害児童へ家庭訪問を行い、見守りを行っているという状態です。

3 段目のグラフですが、適応指導教室の利用状況を示しております。現在 1 6 名の児童生徒が申請をしております。

5 ページから 6 ページにかけては、それぞれの適応指導教室の相談件数と相談内容を載せております。四つの適応指導教室の 1 2 月の相談件数ですが、1 1 2 件ございました。その内訳は、学習進路についてと生活習慣についての相談が多



くなっております。

12月に適応指導教室に通う児童、保護者等に対して学習をしたり、児童生徒が通う学校との情報交換を行っております。

来月2月9日に適応指導教室の交流会を予定しておりましたが、コロナの影響で延期をさせていただきました。状況が落ち着き次第、改めて交流会を計画したいと考えております。

続きまして、7ページから9ページにかけてです。

心の教室相談状況を載せております。12月の心の教室の相談件数は135件となっております。相談の内容についてですが、先ほど説明しました心の問診票で悩みのある生徒の相談については、受験が控えておりましたので、受験に不安を抱える3年生の相談で、関係職員と連携を図りながら相談体制をとっております。

該当校の相談件数ですが、8ページにあるように25件となっております。不登校児童の教育相談や保健室での対応が主な活動となっております。

続きまして、資料の9ページでございます。2段目のグラフはスクールソーシャルワーカーへの相談件数となっております。12月は19件の相談で、主に5名の児童生徒の支援を行っております。

3段目のグラフのように、学校支援コーディネーターが33件対応しております。適応指導教室相談員、子育て支援課、SSWと連絡調整を行い、情報を共有しており、12月も不登校に関する相談を中心に関わっております。

報告は以上となっております。

音光寺教育長 では、ただいまの報告について御質問等ありませんか。

委員一同 なし

音光寺教育長 ないようですので、その他に入ります。

事務局のほうから何かありましたらお願いします。

事務局 ありません。

音光寺教育長 では、ないようですので、本日の委員会はこれで閉会をいたします。

御起立をお願いします。

どうもお疲れさまでした。

— 了 —